

Ⅶ 養護老人ホーム常楽荘

1、 運営方針及び組織図

(1) 運営方針

養護老人ホームは、元々公的扶助の分野から、福祉的ニーズに対して社会保障政策の施設という政策体系の中で、派生・発展してきたという歴史があります。

「養老院」と呼ばれる高齢者施設がそれです。

戦後、生活保護法が制定されると「養護施設」として保護施設の一種として位置づけられることとなりました。

この養護施設は、1963年の老人福祉法の制定に伴って、生活保護法から老人福祉法へと根拠法令を移し「養護老人ホーム」へと改称された経緯があります。

要介護状態になれば、外部特定ということで、介護サービスも受けられますが、施設本来の機能に着目すれば居住施設ということになります。

そこで、本来の居住施設としての役割についてと、介護に対応できる役割について分担します。

また、待機者については殆どないという現状で定員数は頭打ちです。

養護老人ホームは、介護サービスについてその運営能力を問われることになるのだろうし、一方では、元々の「居住施設」としての役割を担える運営を目指すことが求められます。

しかも、「居住」に着目すれば、養護老人ホームのみの運営では社会的福祉ニーズに対応することができず、本来の在宅に目を向けなければ片手落ちとなってしまいます。

平成26年10月から、厚生労働省のモデル事業である「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を豊後大野市から委託を受け実施してきたので、平成27年度もその2ヵ年目と言うことで事業実施をしていきます。

(2) 組織図



2、会議（各事業所選択）

会 議 名	時 間 帯 等	出 席 者
職 員 会 議	月 1 回 1 9 時 以 上	全 職 員
朝 礼	毎 朝 8 時 5 0 分 以 上	出 勤 者 全 員
終 礼	毎 夕 1 7 時 以 上	引 き 継 ぎ 関 係 者 全 員
給 食 会 議	月 1 回 1 3 時 以 上	荘・館・栄・主生・主支・調・看
ケ ー ス 会 議 担 当 者 会 議	月 1 回 定 例 ・ 随 時	荘・主生・主支・看・栄・担当
部 署 会 議	月 1 回 定 例 ・ 随 時	各 部 署 員 全 員
サ ー ビ ス 担 当 者 会 議	月 1 回 定 例 ・ 随 時	各 サ ー ビ ス 事 業 所 担 当 者
主 任 以 上 会 議	月 1 回 定 例 ・ 随 時	主 任 以 上 職 員
意 見 交 換 会	月 1 回 定 例 ・ 随 時	利 用 者 ・ 全 職 員

3、委員会

委 員 会 名	開 催 状 況	備 考
事 故 防 止 対 策 委 員 会	月 1 回 定 時 ・ 随 時	事 故 防 止 対 策
虐 待 ・ 拘 束 対 策 委 員 会	月 1 回 定 時 ・ 随 時	研 修 計 画、進 行、資 料 作 成
防 災 対 策 委 員 会	月 1 回 定 時 ・ 随 時	防 災 対 策
感 染 症 対 策 委 員 会	月 1 回 定 時 ・ 随 時	感 染 症 対 策
苦 情 対 策 委 員 会	月 1 回 定 時 ・ 随 時	身 体 拘 束、業 務 見 直 し
サ ー ビ ス 相 談 委 員 会	月 1 回 定 時 ・ 随 時	外 部 委 員、家 族 会 役 員 参 加

4、研修会

研 修 会 名	開 催 状 況	備 考
内 部 研 修 全 体 会	月 1 回	事 例 検 討 会
委 員 会 別 研 修 会	月 1 回	研 修 計 画、進 行、資 料 作 成
外 部 研 修	随 時	

2、養護老人ホーム常楽荘

1、事業方針

措置施設として、社会的に援助が必要な方々への安心・安全な食と住の生活保障を本分とする一方、要支援・要介護状態となってからも利用者一人ひとりの尊厳が保たれ明るく快適な生活を営むことができるよう、日常生活上の自立支援に必要な外部サービス利用型（介護予防）特定施設入所者生活介護サービスを提供します。

2、職員組織体制図 3、会議 4、委員会

常楽荘に共有

5、事業目標

(1) 利用者の確保

定員70名に対し100%の入所率を確保していますが、今後も関係市町村との連携を密に取っていきます。

(2) 健全財政の確立、事務及び情報処理の迅速化

- ① 外部サービス利用型（介護予防）特定施設入所者生活介護サービスを導入して介護保険利用施設となっているので、適宜効果活用し健全な財政の確立を目指します。
- ② 用品・備品の管理をきちんと行い、無駄を省き、予算を活かせる事業活動を行います。
- ③ 情報処理能力を高め仕事の効率化を目指します。

(3) 利用者の自立支援、生活支援

- ① 養護老人ホームの一般入所者に対しては、「処遇計画書」に沿って利用者の力を伸ばす支援策としての個別処遇方針を明確化し自立支援を行います。また、本人を中心とした評価を行い、自主的な生活観の促しを積極的に行っていきます。
- ② 特定利用者に対しては、「自立支援計画書」に沿って自立支援、生活支援を行っていきます。介護を要するようになっても安心して住み慣れた養護老人ホームでの生活の継続ができるように支援を行います。
- ③ 娯楽等の行事や、熱意をもって取り組めるクラブ活動の実施を行います。
- ④ 家族会が発足しました。家族との交流の機会を設け、人間関係の復活や継続を支援します。
- ⑤ リスク管理についての学習を深めながら、事故を予防し苦情には速やかに対応をします。サービス相談委員会の活動も充実します。

- (4) 楽しい食生活、季節感のある食生活
- ① 誕生会の行事食には各国の特色ある料理を取り入れ、楽しい食生活を実践します。
 - ② 法人内菜園で採った無農薬野菜や近隣の方々からの差入れの旬野菜を取り入れた季節感あふれる食生活を実施します。
 - ③ 食中毒ゼロ実績を更新するよう努めます。
 - ④ 法人の企画する新事業体制確立の暁には、それに沿った給食を提供します。
- (5) 健康管理、看護環境の充実
- ① 利用者、職員の健康管理を日常的に行います。
 - ② 利用者の重度化、急変時への迅速な対応と看取りケアを実施します。
 - ③ 感染症予防と対策の充実に向けて利用者・職員への啓蒙や教育を行います。
- (6) 利用者家族や地域社会との交流
- ① 意見交換会を月1回開催し施設運営への理解と協力をお願いしていきます。
 - ② 家族会と連携をとりながら、利用者のサービス向上に努めます。
 - ③ 学校関係等からの見学、実習等の受け入れを積極的に行っていきます。
 - ④ 地域行事等に参加して地域の方々と交流を深めていきます。
- (7) 地域資源としての役割
- ① 災害等の場合の緊急避難所としての役割を認識します。
 - ② 措置施設として、虐待や被災を因とした緊急入所受け入れをいかなる場合でも拒否せず実施していき地域福祉に寄与します。
- (8) 人事管理
- 職務能力を向上させるための取り組みを行います。内外の研修に臨み、知識や技術を会得するとともに、仕事現場でもれなく発揮できるよう組織風土や環境を整えていきます。
- (9) 福祉機能としての役割の明確化
- ① 社会の底辺に暮らす生活困難者への生活支援を行います。
 - ② 低料金で生活できる「高齢者ハウス（仮）」で、自らの尊厳の復活と、互助意識の醸成及び実践支援をします。

4、事業内容

日課・週間

時刻	利用者の日課	業務	その他
06:00～	起床	着替え援助	クラブ活動
07:30～	朝食 ラジオ体操	食事援助	生花
09:00～	散歩、各クラブ活動 通院、洗濯	活動援助 通院援助	民謡、民謡楽器 習字、カラオケ

(10:00)	(お茶)		手芸、陶芸、工芸
12:00～	昼食	食事援助	*曜日選択
13:00～	外出、入浴、運動	外出援助、入浴援助 運動援助	入浴
(15:00)	(お茶)		基本的に毎日
17:30～	夕食	食事援助	
19:00～	娯楽		お茶、おやつ
(20:00)	(お茶)		手作りを主体に
21:00～	就寝	着替え援助、見廻り 必要な方に必要な援助	※ 時間はだいたいの目安とする

年間計画予定表

行 事	支援計画等	健康衛生管理	給食関係	非常災害対策
4月 お花見会	個人台帳作成 ADL調査		嗜好調査 桜餅作り	消防計画研修
5月 チューリップ 祭見学	個人預り金台 帳作成		個人台帳作成 柏餅作り	避難訓練
6月 紫陽花見学		入所者健康診 断	焼き肉大会 バイングパーティー	備蓄物品点検
7月 七夕行事	長谷川式スケ ール調査		ビヤガーデン ソーメン流し	
8月 盂蘭盆供養 小松明火祭		害虫駆除	第2回市場調 査	
9月 五千石祭見学 彼岸法要			精進料理 月観て一杯	夜間避難訓練
10月 運動会	ADL調査	職員健康診断		防災設備点検
11月 紅葉狩り 文化祭	長谷川式スケ ール調査	入所者健康診 断	炊き込みごは ん	
12月 クリスマス行 事・餅つき			大鍋豚汁 美味しいもの市	夜間通報訓練
1月 初詣		害虫駆除	焼き芋	
2月 節分行事梅湯			ケーキ作り	
3月 ひな祭 彼岸法要			餅三昧 嗜好調査	避難訓練

		職員健康診断	七草粥 鏡開き かきもち作り バイングパーティー	
--	--	--------	-----------------------------------	--

3、常楽荘デイサービスセンター

1、事業方針

地域高齢者はもちろんのこと、在宅としての養護老人ホームに入所している方々が、「閉じこもり」にならず、積極的に介護予防に取り組めるよう常楽荘の一角をデイサービスセンターとして地域開放し、地域福祉の推進に努めます。

2、職員組織体制図 3、会議 4、委員会

常楽荘に共有

5、事業目標

(1) 利用者の確保

- ① 1日の定員20名、95%平均の稼働率を目指します。
- ② 併設する「常楽荘介護保険サービスセンター」を中心に利用者の掘り起こしを行います。

(2) 利用者の自立支援、生活支援

- ① 活動メニューを豊富に揃え楽しく継続できる自立支援を行います。
- ② アセスメントにより生活課題を分析し、日常生活動作訓練を実施し在宅生活の継続に寄与します。
- ③ 介護を中心とした生活相談に迅速かつ慎重に対応いたします。

(3) 介護者支援

家族や介護者からの相談に迅速かつ慎重に対応いたします。

(4) 配食サービス

- ① 市の委託事業として安否確認を含めた配食サービスを実施します。
- ② 自主事業として実費の配食サービスも行います。
- ③ 治療食等の特別食や介助食にも対応します。

(5) 認定調査の実施

常楽荘内の利用者の介護認定を各市との委託契約により実施します。

6、事業内容

日 課

時 間	内 容	
～9：30	送迎	送迎車で自宅まで迎え
	健康チェック	バイタルチェック 服薬、塗布薬等の管理
～11：30	入浴	特殊浴槽の活用
12：00～	昼食	季節感あるおいしい食事
12：30～	口腔ケア 養護	お昼寝
13：30～	個別機能訓練 レクリエーション等	個別の機能訓練 ゲームや趣味活動
15：30～	お茶の時間	手作りおやつ
16：00～	送迎	送迎車で自宅に送り
	連絡帳作成	

4、常楽荘ヘルパーセンター

1、事業方針

要支援・要介護状態となっても利用者一人ひとりの尊厳が保たれ明るく快適な生活を営むことができるよう介護サービスを提供し日常生活上の自立支援に寄与します。

2、職員組織体制図 3、会議 4、委員会

常楽荘に共有

5、事業目標

- (1) 利用者個々のニーズと意思を尊重し、ケアプランにそった自立に向けた介護支援サービスを提供します。
- (2) 関係町村及び地域の保健、医療、福祉等関係機関と連携を図り、総合的なサービスを提供します。

6、事業内容

- (1) 外部サービス利用型特定施設入所者生活介護サービス利用者に対する24時間対応の身体介護及び生活援助等の提供。
- (2) 在宅の地域住民に対する身体介護及び生活援助等の提供。

5、常楽荘介護保険サービスセンター

1、事業方針

緒方町を中心とした地域にお住まいの要介護状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適切な指定居宅支援を提供します。

2、職員組織体制図 3、会議 4、委員会 常楽荘に共有

5、事業目標

(1) 利用者の確保

- ① 地域の実態把握に努めます。
- ② 月平均 18 名の利用者の居宅支援を目指します。

(2) 利用者の自立支援

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことば出来るように配慮します。

(3) 利用者の意向の尊重

利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して行います。

(4) 利用者の人格の尊重

利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公平中立に行います。

(5) 関係機関との連携

- ① 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者所、介護保険施設等との連携に努めます。
- ② 特に自法人内の居宅支援事業所等と密なる連携をとり、チーム効果を目指します。

6、事業内容

(1) 相談支援

利用者の環境や心身の特性を踏まえて、適した場所での相談に応じる態勢で支援を行っていきます。

(2) 課題分析

「ケアマネジメント実践記録様式」課題分析票を使用し、解決すべき生活課題

の把握、抽出に努めます。

(3) サービス担当者会議

迅速かつ効果的なサービスの開始や評価による見直しが、関係者の協働の視野の下、利用者の自立意識に結び付けられるようサービス担当者会議を開催します。

(4) 居宅訪問

- ① 利用者の居宅を最低月1回訪問します。
- ② 利用者の置かれている環境等の把握に努め、変化や兆しを見逃さないようにします。

(7) ケアプラン等の作成、交付、配布

- ① ケアプランを作成し利用者の同意を得ます。
- ② 同意の確認あるケアプラン等を利用者に交付します。
- ③ 関係居宅サービス事業所等にケアプランを配布します。

(6) モニタリング

月1回実施し結果を記録し、その後の居宅支援に反映させます。

(7) 事故、苦情対応

迅速かつ誠意あることを基調とし、必要な措置を講じます。

(8) その他の業務

介護保険関係やそれに関連した社会福祉サービス等の利用手続きの代行を行います。

6、くすのきハウス

1、事業方針

地域善隣事業の一端として、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の委託を受け、くすのきハウスで事業実施していきます。また、新しく始まる、地域包括ケアの中の新しい総合事業の中に、組み込んでもらえるように基礎作りを行なっていきます。

2、職員組織体制図 3、会議 4、委員会

常楽荘に共有

5、事業目標

(1) 住宅及び入居者の確保

くすのきハウス1～3に加え、居住施設を開拓していきます。また、利用ニーズに即応えられるようにします。

- (2) 利用者の自立支援・生活支援・就労支援
なんでもすぐに介護サービスではなく、高齢者の自主性を損なわない生活支援サービスを構築していきます。
- (3) 地域を越えた「地域善隣事業」の発信
このモデル事業で知り合った全国の自治体や関係事業所と交流を深めながら、連携を深めていきます。

6、事業内容

- (1) くすのきハウスでの生活支援の実施
- (2) 豊後大野市におけるニーズ調査
- (3) アセスメントシート等の開発
- (4) 関係事業所との交流

7、長湯憩の家デイサービスセンター

1、事業方針

「温泉に入れるデイ」「歩行浴ができるデイ」という近隣のデイサービスにはない特徴を最大限に活用し、地域の在宅生活者の生活支援と利用者の温泉を活用した健康保持・増進に努めます。

2、職員組織体制図 3、会議 4、委員会 常楽荘に共有

5、事業目標

- (1) 利用者の確保
1日の定員は20名であり、1ヶ月20日の稼働として年間240日（4,800名）となりますが、利用率90% 月360名の利用を目標とします。
- (2) 利用者の自立支援・生活支援
温泉（炭酸泉）の効能と温泉歩行浴を活用し、利用者の健康保持・増進を支援するとともに利用者の生きがいをづくりを行います。
- (3) 介護者の支援
家族や介護者からの相談に迅速かつ慎重に対応するとともに、利用者の家族へ「いこい通信（仮称）」を発行し連携を深めます。
- (4) 温泉の活用
竹田市の推進する温泉療養地に立地しますので関係機関と連携し、炭酸温泉の効

能を活用する取り組みを行います。

(5) 利用者が楽しみにするプランづくり

利用者の介護度・体力等を考慮した特長ある機能訓練と楽しめるレクリエーションプランを提供します。

6、事業内容

時 間	内 容	備 考
～9：30	送迎	
	健康チェック	血圧・身体測定等
～11：30	入浴	リフト浴 歩行浴
12：00～	昼食	季節食・行事食も提供
12：30～	口腔ケア 自由時間（昼寝）	
13：30～	お楽しみタイム （機能訓練とレク）	スポーツ・ゲーム・趣味
15：30～	お茶タイム	手作りおやつ
16：00～	送迎	
	連絡帳作成	

8、温泉交流館みつばちの湯

1、事業方針

「みつばちの湯」としての知名度も上がり、リピーターも増えてきましたが、緒方町老人会の建設趣旨である「自らの健康は自らの手で」の精神を継承し、介護予防を柱として温泉による療養と交流の場を提供します。

また、職員は福祉施設職員の自覚を常にもち接客します。

2、職員組織体制図 3、会議 4、委員会 常楽荘に共有

5、事業目標

(1) 利用者の確保

①一般入浴

社会福祉法人の運営する特異性をアピールするとともに職員も福祉職員の自覚

を持って接客致します。また、清掃を徹底し清潔な温泉、きめ細やかなサービスを提供し利用者の確保を行います。

②いこいスパ

豊後大野市、竹田市、大分市のイキイキサロンや老人会、各種のグループの方々にご利用されるようになり、各グループともに定期的な利用をして頂くようになりました。一層の周知を図り療養施設、介護予防の施設、交流と憩いの施設を目指した公益事業運営を行います。

(2) 健全（財政）運営の確立

適正な施設管理、備品管理を行うとともに快適な温泉を提供し利用者の確保に努めます。

(3) 利用者の健康管理

利用者の心身に対する温泉浴（炭酸泉）の効能を把握し、健康増進に努めます。

(4) 地域社会との連携・交流

長湯温泉を訪れる利用者は増加傾向にあり、竹田直入温泉連絡協議会等の地域団体と協調し、療養で訪れる人・温泉を楽しむ人・観光で訪れる人達との交流に努めます。

6、事業内容

(1) 一般入浴（大浴場2 家族湯4）

利用時間

午前8時から午後9時まで

(2) いこいスパ

① 利用形態

「送迎・温泉・休憩・昼食付の利用」

利用時間

午前9時30分から（昼食）午後3時30分（6時間コース）

「温泉・休憩・昼食付の利用（送迎無し）」

利用時間

午前9時30分から（昼食）午後3時30分（6時間コース）